

# 草加市役所本庁舎メモリアルプレート

## 募集要項

### ごあいさつ

1965（昭和40）年から私たち市民の生活と草加市政を支えてきた草加市役所本庁舎が取り壊され、現在、2023（令和5）年の完成を目指し、新本庁舎の建設が進められています。

本庁舎の建て替えは約50年ぶりであり、私たち市民としましても、記念として思い出に残り、本庁舎に愛着を持てるような取組を実施できないかと考え、この「草加市役所本庁舎メモリアルプレート事業」を発案いたしました。

事業の実施にあたっては市内の市民団体及び草加市役所にご協力いただいています。ぜひ多くの市民の皆様がこの事業の趣旨にご賛同いただき、私たちの市役所がより親しめるものになるようご助力いただければ幸いです。

草加市役所本庁舎メモリアルプレート事業実行委員会

会長 田川 浩 司

（特定非営利活動法人 今様草加宿 副理事長）

### 実行委員会構成団体（順不同）

特定非営利活動法人 今様草加宿

草加商工会議所

草加市観光協会

草加市

草加市町会連合会

草加市商店連合事業協同組合

公益社団法人 草加青年会議所



# 草加市役所本庁舎メモリアルプレート募集要項

## 1 概要

草加市役所本庁舎建て替えを記念し、新本庁舎の屋内壁面に飾るための「草加市役所本庁舎メモリアルプレート」の申込者を募集します。プレートには申込者のお名前及びプレートナンバーを記載します。

## 2 申し込みできる人

本事業の趣旨に賛同する個人・団体・企業等とします。

ただし、草加市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他実行委員会が不適切と認める者からの申し込みは受け付けません。

## 3 プレートの仕様

(1)大きさ 10cm×10cm

(2)材質 銅（エッチングプレート）

(3)プレートに刻む内容

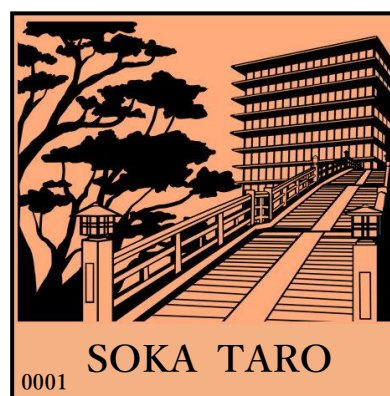
・氏名、団体名、企業名（ローマ字表記）

・プレートナンバー（指定不可）

※申込者本人以外の氏名も可。

※メッセージ等は不可。

見本



## 4 募集枚数

5,000枚（先着順）

1人、または1団体、1企業につき10枚まで応募可能。10枚を超えて申し込みを希望される場合、申込先までお問い合わせください。

## 5 申込価格

1枚 5,000円

## 6 掲出場所

草加市役所本庁舎1階 連絡通路 壁面

掲出位置については指定できません。

設置工事終了後は、掲出位置も含めて申込者へ通知します。

## 7 募集期間

令和3年8月20日（金）～10月29日（金）

## 8 申込方法

以下の①②いずれかの方法でお申し込みください。

方法① 草加市ホームページ・みんなでまちづくり課・市内公共施設ほかで配布する  
申込用紙（チラシ裏面）に必要事項を記入し、郵送又はFAXで申し込み。

方法② インターネット（専用フォーム）で申し込み。

草加市役所本庁舎メモリアルプレート事業実行委員会事務局  
（草加市役所みんなでまちづくり課内）



専用フォーム

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

電話 048-922-0796

FAX 048-922-3406

市HP [http://www.city.soka.saitama.jp/  
cont/s1401/memorialplate.html](http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1401/memorialplate.html)

## 9 代金の振込先

代金は申込受付後に申込者へ返送する払込取扱票にて実行委員会が指定する口座にお振り込みください。

なお、振込手数料は申込者の負担とさせていただきますので、予めご了承ください。

## 10 財産の帰属

本庁舎に掲出されたプレートは草加市の財産として帰属し、庁舎の一部として管理します。

設置後10年間は草加市が維持管理を行う予定ですが、老朽化、破損、改修その他の理由により、草加市の判断で撤去又は移設する場合がありますので予めご了承ください。（その場合、特に申込者には通知しません）

## 11 メモリアルプレートへの記載事項

お申し込みにより作製したプレートには申込者のご希望のお名前を記載します。

記載スペースの関係上、ローマ字表記で40字までとします。また、20文字を超える場合は2行となります。記号は ★&+／×・ のみ記載可。

ただし、次の注意事項に該当するものは記載できません。

## 注意事項

### ア プレートに記載できない名前

- a 草加市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者
- b 草加市広告掲載事業要綱・草加市広告掲載基準及びその他各種法令に違反するもの（公序良俗に反するもの、政治性又は宗教性のあるもの、人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあると実行委員会が判断したもの等）
- c 著作権等を侵害するおそれがあるもの（有名人の名前など）。著作権の無断使用に関する責任は全て申込者の責任となります。
- d 公職選挙法第152条第1項の規定に係る者
- e その他、実行委員会がふさわしくないと判断するもの

### イ その他

- a 上記事実が判明した場合、申込、決定の取消し等を行います。また、実行委員会が審査した結果、内容の変更等をお願いする場合があります。
- b 申し込み後のキャンセル及び返金はお受けできません。
- c 申込受付に当たりお預かりした個人情報はプレートの作製及び実行委員会から申込者への連絡にのみ使用します。
- d 代金はプレートの作製等に充て、残金が生じた場合は草加市に寄附し、草加のまちづくりに活用されます。

## お申し込みの流れ

